



令和 7 年 8 月 1 5 日

大分県竹田市長

様

土居 昌弘

#000001

## 調整給付金支給確認書

令和 6 年の所得税（実績額等）及び令和 6 年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、令和 7 年 1 0 月 3 1 日 までに、この確認書と本人確認書類等を返却して下さい。  
審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

支給方法 口座振込

支給日 確認書を受理した日から概ね 3 0 日以内

支給額 万円

支給口座

分類

口座番号

口座名義

### 調整給付金（不足額給付分）の支給額及び算出式

令和 7 年の所要額

令和 6 年分

令和 6 年度分

所得税分の

住民税所得割分の

控除不足額計 (③)

控除不足額 (①)

控除不足額 (②)

(①+②)

円 + 円 = 円

注) 「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。

↓  
令和 7 年の所要額 (④)  
(上記③を 1 万円単位に切上げ)

万円

支給額

令和 7 年の  
所要額 (④)

調整給付金 (当初給付分)  
支給額 (令和 6 年)

調整給付金 (不足額給付分)  
支給額

万円 - 万円 = 万円

※各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類（源泉徴収票、確定申告書 など）の写し（コピー）を添えて返送期限までに提出ください。

※上記の返送期限までに返信がない場合は、市は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄 (□) にレを入れてください。

【 私の世帯は給付金を受給しません □ 】

#### 【誓約事項・確認事項】

意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

- ☐ 令和 5 年所得が少額で、令和 6 年度分個人住民税所得割額が生じる水準ではありません。  
※上記は令和 5 年所得について未申告の方のみ、該当する場合にチェック (レ) してください。
- ☐ 令和 6 年度に「新たに非課税（または均等割のみ課税）となった世帯への給付」を受給後に、令和 6 年度分個人住民税所得割額の修正（非課税→課税）がありました。  
※調整給付金（不足額給付分）の支給対象とならない場合があります。
- ☐ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

上記記載内容に異議ありません。

|    |  |     |          |             |  |
|----|--|-----|----------|-------------|--|
| 氏名 |  | 確認日 | 令和 年 月 日 | 連絡先<br>電話番号 |  |
|----|--|-----|----------|-------------|--|

( B Z P O 4 0 5 F )